

男女共働社会実現のための
税制・社会保障制度改革試案

1998年11月

(社)行革国民会議
男女共働社会研究会

目次

なぜ、税制社会保障制度改革が必要か	1
新しい税制・社会保障制度に求められるもの	1
【税制改革】	
これからの税制に求められるもの	2
配偶者特別控除制度について	2
当面の改革案	3
今後の検討課題	3
【年金制度改革】	
年金の第3号被保険者を巡る問題 1～2	4
夫婦二分の年金制度の提案 1～3	5
今後の検討課題	6
【医療・介護制度改革】	
制度の問題点 1～2	7
改革案	8
【子育て支援の強化・改革】	
基本的な考え方	8

なぜ、税制・社会保障制度改革が必要か

- 少子高齢化の進展や家族・地域社会の変容を受け、介護保険の導入や医療保険制度の手直し、年金制度改革の論議が進められている。しかし、いずれも現存の制度の手直しに過ぎず、将来的にも耐えうる制度改革とはなっていない。
- 変容する家族や社会のあり方にあわせ、人々の自立を促すだけでなく、安心感を保障する「社会保障制度」の構築が今こそ求められている時はない。市場に任すべきもの、個人の努力に任せるものと、公的に保障すべきものを明確にし、それぞれの機能持性を生かした再設計をすることが必要である。
- 人生のリスクに対応するだけでなく、社会的に必要な子育てなどへの評価を盛り込んだ、新たなセーフティネット設計が必要である。
- 男女共働参画型社会の実現が唱えられ、そのための基本法制定の議論が行われているが、それを経済的に支える仕組みについての議論が遅れている。基礎年金における第3号被保険者の問題や所得税の配偶者特別控除制度など、女性の職場進出に抑制的に働く、特定のライフコースに女性を誘導するなどという指摘が行われながら、賛否両論があって温存されたままとなっている。
- 以下、これからの社会を男女ともに働き支えていく社会（男女共働社会）と位置づけて、その実現のための税制・社会保障制度改革の試案を示したい。

新しい税制・社会保障制度に求められるもの

- 人生の選択に対して中立性と公平性を保ち、かつ人生のリスクに対応するもの
- 今後の社会変化に対応して、中長期的に維持可能なもの
- 低所得者や真に手助けを必要とする人々に配慮したもの
- 簡便で透明なもの

税制改革 1

これからの税制に求められるもの

- 人生選択・就労などに中立的な制度
- 公平な制度
- 透明で効果のわかる制度
- 過重な負担とならないもの

税制改革 2

配偶者特別控除制度について

- 1987年、配偶者特別控除制度が導入された。
- この制度は、いわゆる「専業主婦」の内助の功に対する評価であるといわれているが、専業主婦は高額所得者の家庭に多く、金持ち優遇との批判が強い。高収入な夫への内助の功の方が価値が高いというのは不合理である。（図表3-4、3-5）
- この制度は、女性のライフスタイルを専業主婦に誘導することにより、税制の中立性を犯している。
- この制度は専業主婦を優遇しているように見えるが、むしろ女性が扶養家族の立場を維持するために、収入を一定以下に下げようとする行動を招いている。結局は、女性を低賃金労働者に固定化し、女性の経済的自立を阻むものとなっている。（図表3-6）
- 育児や介護その他の理由でやむなく「専業主婦」となっている人々については、給付の面での充実をめざし、社会的公正が確保できるようにすることが必要である。
- ただし、この制度の導入によって、いわゆる「103万円の壁の問題」が税に関する限りなくなった。（図表3-3）

税制改革 3

当面の改革案

- **配偶者特別控除の廃止**

配偶者特別控除は廃止し、課税所得のない配偶者に対しては配偶者控除だけとする。なお、配偶者控除という概念をなくし、扶養控除一本にした方が一層すっきりするのではないか。

- **配偶者に対する控除に消失控除制を導入**

配偶者特別控除の廃止に伴い、いわゆる「103万円の壁」の問題が再び生じてくる。そのため、現行の配偶者特別控除に見られる消失控除制を導入し、103万円を超えても、急激に手取り収入が激減することを防ぐ。(図表3-2、3-3)

- **青色・白色申告者の専従者控除は存続**

商店などの共働き家庭における専従者控除は残す。

- **低所得者への増税をどう緩和するか**

配偶者控除に消失控除を導入したところで、配偶者特別控除の廃止は増税となる。裕福な家庭の専業主婦についてはともかく、所得が低い層でやむなく専業主婦となっている人々に対しては、何らかの措置が必要となる。育児や介護に対する手当の増額で良いか。なんらかの激変緩和措置を講ずる必要があるか。

税制改革 4

今後の検討課題

- **人的控除の廃止の是非**

税制を簡素化し公平なものとするために人的控除は廃止し、必要に応じて給付の充実を行う考え方についてどう考えるか。

- **給与における家族手当の見直し**

103万円の壁の重要な要素となっている、給与における家族手当についても検討が必要ではないか。一挙に全廃するか、一方的な給与引き下げになる可能性がないか。所得比例の家族手当は成り立つか。そもそも、賃金は生活給か能力給か。

- **二分二乗方式の是非**

日本の所得課税の基本は、個人単位の課税である。これを世帯単位である二分二乗方式に切り替える必要があるか。二分二乗を導入する際の金持ち優遇の批判は、税率のフラット化の推進で回避できるか。また、フラット化そのものが望ましいか。さらに、資産課税の扱いをどうするか。(図表3-7)

年金制度改革 1

年金の第3号被保険者を巡る問題 1

- 厚生年金などの被用者年金に加入しているサラリーマンの配偶者で収入のないもの（第3号被保険者）は、基礎年金部分の掛け金を払わなくとも、基礎年金の受給資格が得られる。（図表3-8）
- 国民年金は個人単位であるのに、被用者年金である厚生年金などが世帯単位なのは年金制度の一貫性を欠いている。
- 第3号保険料は夫が支払っているわけではなく、独身の男女や共働きの男女すべてで支えており、なぜ他人の妻の年金を支えなくてはならないのか不明確である。
- なぜ専業主婦を持つ夫だけが、1人分の保険料で妻の分をあわせて2人分の基礎年金をもらえるのか、大きな不公平だという意見もある。
- 第3号は内助の功への報酬であるとの説明もされるが、国民年金の妻や共働きの妻も家事や育児を行っており、制度的に一貫性がない。
- 第3号は、専業主婦を優遇しているように見えるが、むしろ女性が扶養家族の立場を維持するために、収入を一定以下に抑制しようとする行動を招いている。結局は、女性を低賃金労働者として固定化し、労働市場の二重構造化を招いている。

年金制度改革 2

年金の第3号被保険者を巡る問題 2

- 専業主婦の女性が離婚した場合には基礎年金しか権利が無くなり、人生のリスクを補完する年金制度とはなっていない。
- 第3号被保険者制度は、男女の性別分業を固定化する役割を果たしている。
- 現行制度では、被扶養者認定基準が130万円となっているので、それ以下の収入の配偶者は第3号被保険者となり、年金保険料は払わなくて良い仕組みである。年金制度をみんなで支えていくという観点からみれば、むしろ所得が少なくても応分の負担をしていくことが必要ではないか。（図表3-9）
- 今後は、少子・高齢社会を迎え、女性労働力が必要になる。どのようなライフコースや家族関係にも左右されない、人生の選択において公平性と中立性を兼ね備えた、年金制度が必要である。

年金制度改革 3

夫婦二分の年金制度の提案 1

- **第3号被保険者制度の廃止**

現行の第3号被保険者制度は矛盾が多いので廃止する。

- **夫婦二分の年金制度の導入**

- 専業主婦の場合は稼働所得者である夫（逆の場合もある）の保険料を、夫婦2人の保険料と見なす。つまり、夫と妻それぞれに夫の保険料の半分ずつ登録され、妻も夫と同額の年金が将来的に保証される年金権を得ることになる。なお、この計算はあくまで夫婦間の問題であるので、事業主負担には変更を加えない（つまり半減されない）。（図表3-10）
- 妻が働いている場合も、夫の保険料とあわせて受給権を折半する。これにより、夫と妻の年金格差も補正される。事業主負担には変更がない。（図表3-10）

年金制度改革 4

夫婦二分の年金制度の提案 2

- **遺族年金制度の廃止（図表3-11、12）**

- こうして積み立てられた妻の年金は、本人に帰属し生涯保証され、離婚しても本人の年金としてポータブル化される。その結果、遺族年金制度の必要はなくなるので、廃止する。
- ただし、働いた経験のない専業主婦に対する遺族年金の給付水準は、現行制度の4分の3から2分の1に減額される結果となる。
- 一方、現行制度における、遺族年金を選択することによる働く女性の保険料の掛け捨ての問題はなくなる。

年金制度改革 5

夫婦二分の年金制度の提案 3

• なぜ夫婦二分の年金制度か

- 社会保障は個人では補完しきれない生涯のリスクから人々を守るものであり、家族状況にかかわらず保障されることが必要である。そのため、世帯単位より個人単位が理想的。
- 夫婦間で賃労働と無償労働をそれぞれのやり方で分担しており、どのような分担でも夫婦で協力して世帯を維持していると考え、それに対する保障を公平に行うことが必要。
- たとえ、共働きでも一般的には妻の方が育児や家事といった無償労働を多く担っているため、報酬の低い仕事に就きがちである。そのため、共働きにおいても、妻の方の年額が少ないなど不平等が存在するが、それをなくす効果がある。
- 現在は専業主婦の場合、離婚すれば遺族年金の権利も失う。家族関係がどのような変化しても女性の年金権を保障する事が必要である。

年金制度改革 6

今後の検討課題

• 税方式による基礎年金の是非

- 第3号被保険者や不払いなどの問題を解消するには、基礎年金部分を税方式に切り替えることが一案である。2階の報酬比例部分については、民営化も含めてさまざまな工夫があり得る。
- 基礎年金部分を税方式にした場合、現在の雇用者負担をどうするか。一部でいわれているように、すべて間接税にして、雇用者負担をなくするのか。個人負担部分は税にするとともに、雇用者負担は支払い給与についての付加税の形で徴収することが可能か。
- 税方式にした場合、一般的に指摘されている給付水準の低下をどう防ぐか。目的税化で防げるか。あるいは、水準の切り下げは甘受するのか。

医療・介護制度改革

制度の問題点 1

・ 医療保険制度間の不公平

- ・ 医療保険制度は被用者保険の場合は世帯を単位とし、被保険者は世帯主であって、保険料は世帯主のみが払う。国民健康保険は世帯主が保険料を支払うが、世帯員全員が被保険者である。しかし、いずれの場合も、保険証は世帯主に1枚給付されるだけであり、家族はそれを借用することになる。
- ・ 健康保険でも、年金と同じく、サラリーマンの妻は保険料を支払っていないのに対し、国保では、市町村によって違うものの、世帯員の人数、所得、資産が保険料算定にあたって考慮されているケースが多く、世帯員全体が負担している。(図表3-13)
- ・ このように制度間の不公平はあるが、この問題が正面から取り上げられてはいない。これはなぜか。

医療・介護制度改革

制度の問題点 2

・ 介護保険の矛盾(図表3-13)

- ・ 介護保険は医療保険制度を土台としてつくられているが、医療保険と違って個人単位の制度であり、65歳以上になれば、収入の有無に関わりなく対象者全員が拠出しなければならない。
- ・ しかし、40歳から65歳までの被保険者家族の分は、それぞれが所属している医療保険がまとめて支払うことになっている。
- ・ したがって、その年齢層のサラリーマンの妻は、保険料の負担をせずに介護保険の受給資格を得ることになる。それを支えているのは、若年層・独身者、共働きの保険加入者ということになる。

医療・介護制度改革

改革案

- **個人単位の医療保険制度**
 - 制度間の矛盾を解消するためには、医療保険制度も個人単位にすることが望ましい。
 - 高齢者医療保険制度が発足すると、高齢者医療が現在の医療保険制度から独立し、すべての高齢者が保険料を支払う個人単位の制度となる。そうなれば、問題は配偶者の負担の問題に絞られ、配偶者からも保険料を徴収するという考え方もできることになる。しかし、現時点でそこまで踏み込む緊急性があるか。
- **保険証の個人交付**
 - 当面は、世帯に1枚交付されている保険証を未成年者を除く家族全員に給付し、保険証が1枚しかないために生ずるさまざまな不都合を解消することが緊要ではないか。

子育て支援の強化・改革

基本的な考え方

- **子供は社会の共有財産**
 - 介護は社会化されたが、育児はいまだに個人的な問題であるというレベルにとどまっている。これを個別の家族の問題とせず、社会全体で支える仕組みを構築する必要がある。
- **政策対象の転換**
 - 少子化対策の観点から、専業主婦の積極的な役割が論ぜられることがある。しかし、少子化対策のためであるならば、主婦ではなく、子供に焦点を絞った政策を打ち出すべきである。

子育て支援の強化・改革

基本的な考え方 2

• 控除から給付へ

- 控除では、もともと税を支払っていない低所得者層にはメリットはなく、税率の高い高所得者層ほど得をすることになる。配偶者特別控除を廃止すると1兆円程度の増税となるといわれているが、これを育児のための給付増の原資として活用すべきである。
- 仮に、15歳までの子供に、生活費として一律月額3万円支給を考えると、それに要する費用は年・5兆4000億円となる。

月3万×12ヶ月×100万人(各年齢)×15=5兆4000億円

• 制度全般の整合性のある改革

- 子育て支援が重要だとしても、ただ単に児童手当を増額すれば済むわけではない。子育て支援策として、むしろ現金を配るよりも、親たちは子育ての手間を社会的に支える保育制度の充実などを望んでいるという意見もある。そのため、現在の子育てに関連する諸制度全般にわたって整合性のある改革が必要である。

男女共働社会研究会について

この研究会は、市民立法機構からの依頼を受けて、(社)行革国民会議内に1997年12月に設けられ、月1回のペースで議論を続けてきました。ここに発表するのは、その討議の結果の中間的とりまとめです。研究会としては、さらに議論を積み重ねていく予定です。

研究会のメンバーは、次の通りです。

有馬 真喜子(横浜市女性協会理事長)、大沢 真知子(日本女子大学教授)、逢見 直人(ゼンセン同盟中央執行委員)、城戸 喜子(慶應義塾大学教授)、齋藤 昌二(三菱化学顧問)、神野 直彦(東京大学教授)、袖井 孝子(お茶の水大学教授 座長)、並河 信乃(行革国民会議事務局長)、前田 正子(ライフデザイン研究所副主任研究員)

(社)行革国民会議や市民立法機構についての概要は、それぞれの以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

<http://www.jca.ax.apc.org/~initiati>